

## 古紙偽装問題を考えると...

年賀八ガキでの発覚に端を発した紙の古紙配合率の偽装問題。業界全体で長年偽装が行われ、再生紙100%をうたったコピー用紙が実は10%程度だったなど深刻なものでした。

グリーン購入法に基づく基本方針でコピー用紙の判断基準は「古紙パルプ配合率100%」とされています。

そこで、環境省は次の条件で納入OKとする緊急避難措置を6月まで認めています。

事業者が、不足する環境価値に対し、植林、古紙回収促進への支援措置などの環境保全のための対策を講ずる旨を、自ら申し出た場合（いわゆるオフセットなど）。

事業者が、不足する環境価値に対応するため、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品による旨を、自ら申し出た場合。

しかし、事業者の宣言があれば実施は納入後でもよいとされ、その場しのぎに違いありません。

今後の対策がとても重要なものになってきます。当会でも、議論の行方に注目していきたいと思います。

### 新しい判断基準は？

7月以降にどうするかは、特定調達品目検討会（大学教授などで構成。事務局は環境省）で、検討されています。その結果、提案された新しい判断基準は、

「古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち30%を上限として、環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。」

とされています。基準引き下げで対応せざるを得ないことは残念なことです。なお、今年度に、古紙パルプ配合率、白色度等の環境負荷に係る指標項目の総合評価方式導入に向けた検討を続けるとしています。

### グリーン購入制度のあり方は？

グリーン購入制度では、事業者の示した仕様が正しいことを前提としており、偽装は制度の根幹を揺るがす問題です。グリーン購入制度でも罰則規定を設けるべきという意見もあります。しかし、公正取引委員会が景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして製紙メーカー8社に排除命令を出した（4月25日）ことなどを踏まえ、特定調達品目検討会では、既存の他の制度との連携によって対応可能とされました。

今後のグリーン購入制度の強化策として、特定調達品目検討会は以下のように提案しています。

製品への必要事項の表示を徹底させるとともに、その表示方式の改善により、不適正な表示を行ったものとして責任追及が可能となる仕組みとすること

判断の基準等への適合状況調査によるグリーン購入制度の信頼性の確保及び抑止効果の観点から、一定量のサンプルに対し調査を行い、不正事案については公表を行う等の対応を実施すること